

ETCカード特約

第1条（本特約の主旨）

本特約は、会員が ETC システムを利用することにより発生する通行料金等を、クレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、会員は本特約を承認し、別途道路事業者が定める ETC システム利用規程を合わせて遵守して ETC システムを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「ETC システム」とは、ETC 利用者が、ETC カードならびに車載器、および道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
2. 「ETC カード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営する ETC システムの利用者を識別するための媒体をいいます。
3. 「車載器」とは、会員が ETC を利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行なうための機器をいいます。
4. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要情報を授受する装置をいいます。
5. 「道路事業者」とは、平成 11 年建設省令 38 号に規定される道路管理者のうち、当社の提携クレジットカード会社が、ETC システムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
6. 「通行料金」とは、道路整備特別措置法第 2 条第 3 項に規定される料金の中で通行に係る料金をいいます。
7. 「通行記録」とは、ETC カード利用時に ETC システムに登録される利用履歴、当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。

第3条（ETC カードの発行と管理）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカードの会員が、スルガV i s aクレジットカード会員規約ならびに本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めたとき、クレジットカードに追加して ETC カードを発行し、貸与します。
2. ETC カードの所有権は当社に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
3. ETC カードを他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETC カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 前第 2 項、第 3 項に違反して、ETC カードが第三者に利用されたとき、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払いは会員の責任とします。
5. ETC カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETC カードの表面に印字します。
6. ETC カードの有効期限が到来するとき、当社は引き続き会員として適当と認めた方に、新しい ETC カードと ETC カード特約を送付します。なお、有効期限内の ETC システムの利用により発生した通行料金等のお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。

第4条（ETC システムの利用方法）

1. 会員は、道路事業者所定の料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し無線により路側システムと必要情報を授受することにより、ETC システムに通行記録を記録します。
2. 無線による路側システムとの必要情報の授受が適正に終了しないとき、路側システムが設置されていない料金所るとき、利用証明書の発行を希望するとき、障がい者割引

措置等を受けるときなど、特別な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。

第5条（ETC システムの利用により発生した通行料金等の支払）

1. 当社は、会員が ETC システムを利用することにより発生した通行料金等を、当社の提携クレジット会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、クレジットカードのご利用代金と合算して請求し、会員はこれを支払うものとします。
2. ETC システムの利用により発生した通行料金の支払方法は、すべて最小支払金額方式による残高スライド定額リボルビング払いとします。
3. 第1項に基づく ETC システムの利用により発生した通行料金等の支払いに際して請求された内容に疑義があるときは、会員と道路事業者との間で解決するものとし、会員は当社への支払義務を免れないものとします。

第6条（ETC カードの解約ならびに利用停止と返却）

1. 会員は当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。このとき会員は当社に対して解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金等の全額をお支払いいただくこともあります。
2. クレジットカードを退会するとき、本特約も同時に解約し、ETC カード会員の地位を喪失するものとします。
3. 会員が本特約ならびにクレジットカードの会員規約に違反したとき、その他当社が会員として不適当と認めたときは、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETC カードの使用停止または本特約に基づく ETC カード会員としての地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該 ETC カードの無効を通知することがあります。

第7条（ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務および再発行）

1. 会員が、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあったとき、ETC カードが毀損もしくは変形したときは、ただちに当社に届け出るものとします。
2. ETC カードの再発行は、当社が適当と認めたときに行ないます。

第8条（免責事項）

当社は、第5条に基づく ETC システムの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETC システムならびに車載器に関する一切の紛議の解決、および損害賠償の責任を負わないものとします。

第9条（個人情報の取り扱い）

1. 会員は、ETC カード発行の申し込み時に登録した個人情報ならびに ETC システムの利用による通行記録等に基づき道路事業者が作成し、当社の提携クレジット会社に送付する請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。
2. 前項の情報は当社の責任において適切に管理し、目的外利用ならびに第三者へ開示することはありません。

第10条（会員規約の適用）

本特約に特に定めない事項については、スルガV i s a クレジットカード会員規約を適用するものとします。

第11条（特約の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

2020年4月現在